

## 国際医療福祉大学教育研究上の目的を定める規程

(趣旨)

第1条 国際医療福祉大学教育研究上の目的を定める規程は、国際医療福祉大学学則第2条に基づき、国際医療福祉大学（以下「本学」という。）各学部、各学科の教育研究上の目的について定めるものである。

(学部の教育研究上の目的)

第2条 本学学部の教育研究上の目的は、以下の各号のとおり定める。

- 一 保健医療学部は、看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視機能療法学、放射線・情報科学、医学検査学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。
- 二 医療福祉学部は、医療福祉管理、ビジネス、データサイエンス、診療情報管理、医療情報・医事、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。
- 三 薬学部は、薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、薬学の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成することを目的とする。
- 四 福岡保健医療学部は、看護学、理学療法学、作業療法学、医学検査学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。
- 五 小田原保健医療学部は、看護学、理学療法学、作業療法学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。
- 六 成田看護学部は、看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国内外で保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。
- 七 成田保健医療学部は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、医学検査学、放射線・情報科学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国内外で保健医療の実践を担うことので

- きる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。
- 八 医学部は、医学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国際的な素養を身に付け医学の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医師を育成する。
- 九 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部は、心理学若しくは医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、心理に関する支援若しくは医療福祉の実践を、チームで担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた公認心理師、認定心理士、カウンセラー等の心理の専門職業人、医療福祉施設経営者・管理者、診療情報管理士、医療情報・医事の専門職業人等の人材を育成することを目的とする。
- 十 福岡薬学部は、薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、薬学の実践を担いうる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成することを目的とする。
- 十一 成田薬学部は、薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、国内外で薬学の実践を担いうる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成する。

(保健医療学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条第1項第一号に定める保健医療学部の教育研究上の目的をふまえ、保健医療学部各学科の教育研究上の目的を以下の各号のとおり定める。

- 一 看護学科は、看護職に必要な知識と技能を修得するとともに、国際的視野を持つ幅広い教養と深い人間理解、倫理観を涵養し、コミュニケーション能力や現場で即応できる判断力を身に付けた看護師、保健師の育成を目的とする。
- 二 理学療法学科は、人を深く思いやるこころ「情意」、さまざまな障害に対処できる豊富な「知識」、障害を克服できるよう導く高い「技術」を育み、バランス感覚にも優れた理学療法士の育成を目的とする。
- 三 作業療法学科は、高度で幅広い知識と技術を修得し、一人ひとりのニーズに応えられる柔軟性と応用力を身に付け、現状を科学的に分析し、変化にも機敏に対応できる作業療法士の育成を目的とする。
- 四 言語聴覚学科は、検査、指導、訓練の技術を修得し、コミュニケーション能力や言語能力に障害をもつ方の回復を支援するために必要なスキルを身に付け、人間の尊厳を支える高度な専門職としての言語聴覚士の育成を目的とする。
- 五 視機能療法学科は、繊細な目を守るエキスパートとしての質の高い専門知識や技術を幅広く修得し、医療人としての総合力を高め、「見ること」、「見え

ること」の素晴らしさを伝えることのできる視能訓練士の育成を目的とする。

六 放射線・情報科学科は、基礎から高度な専門技術まで、時代が求める質の高い医療の実現のためのハイレベルな専門知識と最先端技術を修得し、臨床現場における対応力を培い、社会に貢献する診療放射線技師の育成を目的とする。

七 医学検査学科は、医学と臨床検査の知識と技術を身に付けるとともに、高度先進医療に対応する能力並びに豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、国内外で活躍できる臨床検査技師を育成することを目的とする。

(医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科の教育研究上の目的)

第4条 第2条第1項第二号に定める医療福祉学部の教育研究上の目的をふまえ、医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

医療福祉・マネジメント学科は、医療福祉管理、ビジネス、データサイエンス、診療情報管理、医療情報・医事、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の各分野について、必要な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。

(薬学部薬学科の教育研究上の目的)

第5条 第2条第1項第三号に定める薬学部の教育研究上の目的をふまえ、薬学部薬学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

薬学科は、薬学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、「くすり」に対する専門的な知識と、臨床現場で発揮される高い能力、技術を備え、調剤した「くすり」の適切な説明や薬物療法について、的確なアドバイスができる薬剤師の育成を目的とする。

(福岡保健医療学部各学科の教育研究上の目的)

第6条 第2条第1項第四号に定める福岡保健医療学部の教育研究上の目的をふまえ、福岡保健医療学部各学科の教育研究上の目的を以下の各号のとおり定める。

一 看護学科は、看護職に必要な知識と技能を修得するとともに、国際的視野を持つ幅広い教養と深い人間理解、倫理観を涵養し、コミュニケーション能力や現場で即応できる判断力を身に付けた看護師、保健師の育成を目的とする。

二 理学療法学科は、人を深く思いやるこころ「情意」、さまざまな障害に対処できる豊富な「知識」、障害を克服できるよう導く高い「技術」を育み、バランス感覚にも優れた理学療法士の育成を目的とする。

三 作業療法学科は、高度で幅広い知識と技術を修得し、一人ひとりのニーズに応えられる柔軟性と応用力を身に付け、現状を科学的に分析し、変化にも機敏に対応できる作業療法士の育成を目的とする。

四 医学検査学科は、医学と臨床検査の知識と技術を身に付けるとともに、高度先進医療に対応する能力並びに豊かな人間性とコミュニケーション能力を

備え、国内外で活躍できる臨床検査技師を育成することを目的とする。

(小田原保健医療学部各学科の教育研究上の目的)

第7条 第2条第1項第五号に定める小田原保健医療学部の教育研究上の目的をふまえ、小田原保健医療学部各学科の教育研究上の目的を以下の各号のとおり定める。

- 一 看護学科は、看護職に必要な知識と技能を修得するとともに、国際的視野を持つ幅広い教養と深い人間理解、倫理観を涵養し、コミュニケーション能力や現場で即応できる判断力を身に付けた看護師、保健師の育成を目的とする。
- 二 理学療法学科は、人を深く思いやるこころ「情意」、さまざまな障害に対処できる豊富な「知識」、障害を克服できるよう導く高い「技術」を育み、バランス感覚にも優れた理学療法士の育成を目的とする。
- 三 作業療法学科は、高度で幅広い知識と技術を修得し、一人ひとりのニーズに応えられる柔軟性と応用力を身に付け、現状を科学的に分析し、変化にも機敏に対応できる作業療法士の育成を目的とする。

(成田看護学部看護学科の教育研究上の目的)

第8条 第2条第1項第六号に定める成田看護学部の教育研究上の目的をふまえ、成田看護学部看護学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

看護学科は、看護職に必要な知識と技能を修得するとともに、国際的視野を持つ幅広い教養と深い人間理解、倫理観を涵養し、コミュニケーション能力や現場で即応できる判断力を身に付け、国内外で活躍できる看護師、保健師の育成を目的とする。

(成田保健医療学部各学科の教育研究上の目的)

第9条 第2条第1項第七号に定める成田保健医療学部の教育研究上の目的をふまえ、成田保健医療学部各学科の教育研究上の目的を以下の各号のとおり定める。

- 一 理学療法学科は、人を深く思いやるこころ「情意」、さまざまな障害に対処できる豊富な「知識」、障害を克服できるよう導く高い「技術」を育み、バランス感覚にも優れ、国内外で活躍できる理学療法士の育成を目的とする。
- 二 作業療法学科は、高度で幅広い知識と技術を修得し、一人ひとりのニーズに応えられる柔軟性と応用力を身に付け、現状を科学的に分析し、変化にも機敏に対応し、国内外で活躍できる作業療法士の育成を目的とする。
- 三 言語聴覚学科は、検査、指導、訓練の技術を修得し、コミュニケーション能力や言語能力に障害をもつ方の回復を支援するために必要なスキルを身に付け、人間の尊厳を支える高度な専門職として、国内外で活躍できる言語聴覚士の育成を目的とする。
- 四 医学検査学科は、医学と臨床検査の知識と技術を身に付けるとともに、高度先進医療に対応する能力並びに豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、国内外で活躍できる臨床検査技師を育成することを目的とする。

五 放射線・情報科学科は、基礎から高度な専門技術まで、時代が求める質の高い医療の実現のためのハイレベルな専門知識と最先端技術を修得し、臨床現場における対応力を培い、社会に貢献する診療放射線技師の育成を目的とする。

(医学部医学科の教育研究上の目的)

第10条 第2条第1項第八号に定める医学部の教育研究上の目的をふまえ、医学部医学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

医学科は、医学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国際的な素養を身につけ医学の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医師を育成することを目的とする。

(赤坂心理・医療福祉マネジメント学部各学科の教育研究上の目的)

第11条 第2条第1項第九号に定める赤坂心理・医療福祉マネジメント学部の教育研究上の目的をふまえ、赤坂心理・医療福祉マネジメント学部各学科の教育研究上の目的を以下の各号のとおり定める。

一 心理学科は、心理学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、人のこころの多様な問題の解決に、チームで適切に支援できる人材を育成することを目的とする。

二 医療マネジメント学科は、医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とする。

(福岡薬学部薬学科の教育研究上の目的)

第12条 第2条第1項第十号に定める福岡薬学部の教育研究上の目的をふまえ、福岡薬学部薬学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

薬学科は、薬学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、「くすり」に対する専門的な知識と、臨床現場で発揮される高い能力、技術を備え、調剤した「くすり」の適切な説明や薬物療法について、的確なアドバイスができる薬剤師の育成を目的とする。

(成田薬学部薬学科の教育研究上の目的)

第13条 第2条第1項第十一号に定める成田薬学部の教育研究上の目的をふまえ、成田薬学部薬学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

薬学科は、薬学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、「くすり」に対する専門的な知識と、臨床現場で発揮される高い能力、技術を備え、調剤した「くすり」の適切な説明や薬物療法について、的確なアドバイスができる薬剤師の育成を目的とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号については、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8（2026）年4月1日から施行する。